

平成 28 年 9 月 2 日

各高齢者福祉施設長 様
(政令市・中核市に所在の施設を除く)

兵庫県健康福祉部高齢社会局長

施設における防災対策の徹底等について

去る 8 月 30 日から 31 日にかけて東北地方を襲った台風 10 号により、岩手県岩泉町の認知症グループホーム「楽ん楽ん」において浸水被害が発生し、9 名の利用者が亡くなるという痛ましい事件が発生しました。謹んで哀悼の意を表します。

自力避難が困難な高齢者等が利用する施設が被災した場合、今回のように大きな被害に繋がるおそれがあることから、特に防災上の配慮が必要との観点から、従来より、施設等の防災対策の徹底に努めていただいているところです。

このような事案が二度と起こらないよう、改めて下記にご留意をいただき、施設における防災対策に万全を期されるようお願いいたします。

なお、災害により被災した要介護高齢者等への対応については、別添国通知（厚生労働省老健局介護保険計画課等発平成 25 年 5 月 7 日付け事務連絡）に基づき、適切な対応をお願いいたします。

記

1 防災計画の策定

風水害、地震、火災等に対処するための具体的計画にもれのないように確認するとともに、非常災害に際して必要な設備や備品を整備するよう配慮をお願いいたします。

2 通報・連携体制の整備

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備や、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、災害の際に避難等に協力してもらえよう体制づくりに努めるようお願いいたします。

3 避難・救出訓練の実施

非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施をお願いいたします。